

補助の基準と限度額について

補助の基準 (23年度市民税)	園児の区分	補助限度額(1人年額)	
		小学校1～3年生の兄弟がいない世帯	小学校1～3年生の兄弟がいる世帯
生活保護又は支援給付を受けている世帯	1人目	283,200 円	304,000 円
	2人目	324,000 円	363,000 円
	3人目以降	363,000 円	363,000 円
市民税が課税されていない世帯、市民税の所得割が課税されていない世帯	1人目	253,200 円	282,000 円
	2人目	309,000 円	363,000 円
	3人目以降	363,000 円	363,000 円
市民税の所得割が34,500円以下の世帯	1人目	169,200 円	219,000 円
	2人目	267,000 円	363,000 円
	3人目以降	363,000 円	363,000 円
市民税の所得割が183,000円以下の世帯	1人目	106,800 円	171,000 円
	2人目	235,000 円	363,000 円
	3人目以降	363,000 円	363,000 円
上記に該当しない世帯	1人目	60,000 円	60,000 円
	2人目	60,000 円	60,000 円
	3人目以降	60,000 円	60,000 円

注意事項

- ・ 兄弟が認可保育園等(注1)に通っている場合、就園している園児には「2人目」または「3人目以降」の補助額を交付します。
- ・ 小学校1～3年生に2人以上の兄弟がいる場合、就園している園児には「3人目以降」の補助額を交付します。
- ・ 基準となる市民税額は、園児と生計を一にしている父母その他扶養義務者の全員の所得割課税額(租税特別措置法による住宅借入金特別税額控除の適用前の額)を合わせた額になります。(平成22年中に外国での収入があった方は、収入などがわかるものを添付してください)
- ・ 補助額は、幼稚園に納めた入園料・保育料の金額を限度として交付します。また、公立幼稚園に通った場合に支払うこととなる入園料・保育料を控除した額を超えないこととします。
- ・ 6月1日～10月1日の間に途中入退園があった場合は、月割りにより支給します。

注1 認可保育園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部又は児童デイサービスを提供する施設を指します。